



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 3 8 号 令和 7 年 6 月 1 3 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

| 番 号 | 表 題 | 担当課名 |
|-----|--|-------|
| 4 7 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則 | 市町村課 |
| 4 8 | 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する 規則 | 同 |
| 4 9 | 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行条例の 一部を改正する条例の施行期日を定める規 則 | 情報政策課 |
| 5 0 | 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行細則の 一部を改正する規則 | 同 |

【公布された条例等のあらまし】

- **住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**（規則第四十七号）

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和七年六月十六日とする。こととした。

- **住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則**（規則第四十八号）

一 住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年六月十六日から施行することとした。

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**（規則第四十九号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和七年六月十六日とする。こととした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五十号）

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第五十号）

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年六月十六日から施行することとした。

徳島県規則第四十七号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第十一号）の施行期日は、令和七年六月十六日とする。

徳島県規則第四十八号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成二十七年徳島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成十四年総務省令第十三号）」の下に「、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令（令和六年総務省令第四十九号）」を加える。

第三条第十四項を削り、同条第十三項中「十三の項」を「十四の項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「十二の項」を「十三の項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「十一の項」を「十二の項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、徳島県心身障害者扶養共済制度条例第六条の二第一項の規定による掛金の額の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

第三条第十五項を削り、同条第十六項中「十六の項」を「十五の項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項中「十九の項」を「十六の項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第四条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「九の項」を「六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同条第七項とする。

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。

徳島県規則第四十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第十二号）の施行期日は、令和七年六月十六日とする。

徳島県規則第五十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十八年徳島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（平成二十六年<sup>内閣府
総務省</sup>令第五号）」の下に「、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年<sup>デジタル庁
総務省</sup>令第八号）」を加える。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条の前の見出し及び同条を削る。

第五条中「二の項」を「一の項」に改め、同条を第三条とし、同条の前の見出しとして「（個人番号を利用することができる事務）」を付する。

第六条を削る。

第七条中「四の項」を「二の項」に改め、同条を第四条とする。

第八条中「五の項」を「三の項」に改め、同条を第五条とする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「八の項」を「四の項」に改め、同条を第六条とする。

第十二条を削る。

第十三条中「九の項」を「五の項」に改め、同条を第七条とする。

第十四条中「十の項」を「六の項」に改め、同条を第八条とする。

第十五条から第十七条まで、第十八条の前の見出し及び同条を削る。

第十九条中「二の項」を「一の項」に改め、「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、同条を第九条とし、同条の前の見出しとして「（特定個人情報を利用することができる事務等）」を付する。

第二十条中「三の項」を「二の項」に改め、「就学支援金」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第十条とする。

第二十一条から第二十五条までを削る。

本則に次の見出し及び七条を加える。

（学校の設置者が他人の個人番号を利用した事務を行うことができる知事又は教育委員会による事務）

第十一条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等）をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学

支援金に相当する支援金（以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次条第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十二条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入學した者に対する就学支援金に相当する支援金（以下「公立高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 公立高等学校等学び直し支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十三条 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十四条 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第十五条 条例別表第三の五の項の規則で定める事務は、第五条に規定する事務とする。

第十六条 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、第六条に規定する事務とする。

第十七条 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、第八条に規定する事務とする。

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。